

平成 2 7 年 度

芦屋市財政健全化等審査意見書

芦屋市監査委員

芦 監 報 第 10 号

平成 28 年 9 月 2 日

芦屋市長 山 中 健 様

芦屋市監査委員 山 本 彼一郎

同 森 しずか

平成 27 年度財政健全化等の審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、審査に付された平成 27 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率（下水道事業特別会計・宅地造成事業特別会計・都市再開発事業特別会計）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、その意見を次のとおり提出します。

平成 27 年度芦屋市財政健全化等審査意見

第 1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法」という。）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、市長から提出された平成 27 年度決算に係る健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の 4 つの財政指標の総称）及び資金不足比率（下水道事業特別会計・宅地造成事業特別会計・都市再開発事業特別会計）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第 2 審査の期間

平成 28 年 7 月 22 日から平成 28 年 8 月 19 日まで

第 3 審査の方法

本審査は、市長から提出された平成 27 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率（下水道事業特別会計・宅地造成事業特別会計・都市再開発事業特別会計）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第 4 審査の結果

1 総合意見

審査に付された平成 27 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率（下水道事業特別会計・宅地造成事業特別会計・都市再開発事業特別会計）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(1) 健全化判断比率

(単位：%)

区 分	平成 27 年度	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	—	12.18	20.00
連結実質赤字比率	—	17.18	30.00
実 質 公 債 費 比 率	5.5	25.0	35.0
将 来 負 担 比 率	121.6	350.0	

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額が生じない場合の比率は、「—」と表示している。
- 2 財政健全化法第 4 条の規定に基づき、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、財政の早期健全化のための計画を定めなければならないとされている。

また、財政健全化法第8条の規定に基づき、再生判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率の3つの財政指標の総称）のいずれかが財政再生基準以上である場合には、財政の再生のための計画を定めなければならないとされている。

(2) 資金不足比率

地方公営企業法の規定の全部又は一部を適用する企業（以下「法適用企業」という。）以外の公営企業（以下「法非適用企業」という。）に係る本市の特別会計は、下水道事業特別会計、宅地造成事業特別会計及び都市再開発事業特別会計の3会計である。

(単位：%)

区 分	平成 27 年度 資金不足比率	経営健全化基準
下水道事業特別会計	—	20.0
宅地造成事業特別会計	—	20.0
都市再開発事業特別会計	—	20.0

備考

- 1 資金の不足額が生じない場合の資金不足比率は、「—」と表示している。
- 2 財政健全化法第23条の規定に基づき、公営企業の資金不足比率が経営健全化基準以上である場合には、公営企業の経営健全化のための計画を定めなければならないとされている。

2 個別意見

健全化判断比率及び資金不足比率（下水道事業特別会計・宅地造成事業特別会計・都市再開発事業特別会計）の概要及び算定基礎事項の内容を審査した結果は以下のとおりである。

(1) 実質赤字比率

(単位：%)

平成 25 年度			平成 26 年度			平成 27 年度		
実質赤字比率	早期健全化基準	財政再生基準	実質赤字比率	早期健全化基準	財政再生基準	実質赤字比率	早期健全化基準	財政再生基準
—	12.20	20.00	—	12.18	20.00	—	12.18	20.00

備考 実質赤字額が生じない場合の実質赤字比率は、「—」と表示している。

一般会計及び公共用地取得費特別会計の2会計を合わせた一般会計等の平成27年度決算において、実質赤字額は生じていない。一般会計等の実質収支額は、1,191,654千円の黒字であり、前年度の黒字額484,393千円に比べ707,261千円増加(増加率146.01%)している。実質収支が黒字であるため、これを標準財政規模で除した実質赤字比率は計算上、△5.04%の実質黒字となり、前年度(△2.04%)より3.00ポイント低下しており、引き続き財政運営は概ね良好であると判断できる。

(2) 連結実質赤字比率

(単位：%)

平成 25 年度			平成 26 年度			平成 27 年度		
連結実質 赤字比率	早期健全 化基準	財政再 生基準	連結実質 赤字比率	早期健全 化基準	財政再 生基準	連結実質 赤字比率	早期健全 化基準	財政再 生基準
—	17.20	35.00	—	17.18	30.00	—	17.18	30.00

備考 連結実質赤字額が生じない場合の連結実質赤字比率は、「—」と表示している。

一般会計等及び特別会計（法適用企業に係る特別会計を含む。）を合わせた全会計の平成 27 年度決算において、連結実質赤字額は生じていない。連結実質収支額は、3,444,969 千円の黒字であり、前年度の黒字額 3,563,581 千円と比較すると、118,612 千円減少（減少率 3.3%）している。また、連結実質収支額を標準財政規模で除した連結実質赤字比率は計算上、△ 14.58% の実質黒字となり、前年度（△ 15.04%）より 0.46 ポイント低下しているが、連結ベースでも財政運営は比較的良好であると判断できる。

(3) 実質公債費比率

(単位：%)

実質公債費比率			早期健全化基準	財政再生基準
平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度		
13.0	9.9	5.5	25.0	35.0

平成 25 年度から平成 27 年度までの 3 か年の単年度の比率を平均した平成 27 年度決算に基づく実質公債費比率は前年度より 4.4 ポイント低下した。なお、比率構成要素のうち増減の大きな主なものは以下のとおりである。

【実質公債費比率の上昇要素】

(単位：千円，%)

区 分	26	27	増減額	増減率
特 定 財 源	1,889,260	1,763,574	△ 125,686	△ 6.7
元利償還金，準元利償還金に係る基準財政需要額算入見込額	4,526,602	4,315,528	△ 211,074	△ 4.7

【実質公債費比率の低下要素】

(単位：千円，%)

区 分	26	27	増減額	増減率
地 方 債 の 元 利 償 還 金	5,649,885	5,345,621	△ 304,264	△ 5.4
準 元 利 償 還 金	1,223,714	1,164,135	△ 59,579	△ 4.9

実質公債費比率の構成要素を見ると、一般会計の地方債元利償還金や準元利償還金が減少しており、これらはいずれも実質公債費の低下要素である。また、特定財源や元利償還金、準元利償還金に係る基準財政需要額算入見込額が減少しており、いずれも実質公債費比率の上昇要素となるが、実質公債費比率の低下要素の総額が上昇要素の総額を上回った結果、実質公債費比率は低下したものである。

なお、比率算定に算入された元利償還金額（5,345,621 千円）が決算書上の一般会計及び公共用地取得費特別会計に係る元利償還金額の合計（6,197,019 千円）に一致しないが、これは、平成 27 年度に行った一般会計における市債の繰上償還額 851,398 千円については、実質公債費率の算定上、これを控除することとされているためである。

(4) 将来負担比率

(単位：%)

将 来 負 担 比 率			早期健全化基準
平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	
117.4	119.7	121.6	350.0

平成 27 年度決算に基づく将来負担比率は前年度に比べ 1.9 ポイント上昇した。なお、比率構成要素のうち増減の大きな主なものは以下のとおりである。

【将来負担比率の上昇要素】

(単位：千円，%)

区 分	26	27	増減額	増減率
公共用地取得費 特別会計地方債 現 在 高	5,840,900	10,688,400	4,847,500	83.0
地方債現在高等に 係る基準財政需要 額 算 入 見 込 額	34,377,807	31,671,321	△ 2,706,486	△ 7.9

【将来負担比率の低下要素】

(単位：千円，%)

区 分	26	27	増減額	増減率
一 般 会 計 地 方 債 残 高	48,445,691	47,515,182	△ 930,509	△ 1.9
他会計地方債元金 償還金に充てる 一般会計等負担見込 額	10,566,836	9,384,290	△ 1,182,546	△ 11.2
退 職 手 当 支 給 予 定 額	6,057,262	5,227,626	△ 829,636	△ 13.7
充 当 可 能 基 金	11,894,597	14,612,202	2,717,605	22.8

将来負担比率の構成要素を見ると、公共用地取得費特別会計の地方債現在高が大きく増加したことに加え、地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額が大きく減少しており、これらはいずれも将来負担比率の上昇要素である。また、一般会計の地方債残高や他会計地方債の元金償還金に充てる一般会計等負担見込額、退職手当支給予定額等が減少したことに加え、充当可能基金は増加しており、いずれも将来負担比率の低下要素であるが、将来負担比率の上昇要素の総額が低下要素の総額を上回った結果、将来負担比率は上昇したものである。

(5) 資金不足比率（下水道事業特別会計・宅地造成事業特別会計・都市再開発事業特別会計）

(単位：%)

区 分	資 金 不 足 比 率			経営健全化基準
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	
下水道事業特別会計	—	—	—	20.0
宅地造成事業特別会計	—	—	—	20.0
都市再開発事業特別会計	—	—	—	20.0

備考 資金の不足額が生じない場合の資金不足比率は、「—」と表示している。

下水道事業特別会計、宅地造成事業特別会計及び都市再開発事業特別会計の平成 27 年度決算において、いずれの会計も資金の不足額は生じていない。算定基礎となっている数値については決算内容とも整合しており、特に指摘すべき事項はない。

なお、当年度の会計別の状況は次のとおりである。

ア 下水道事業特別会計

下水道事業特別会計の資金の不足額はなく、前年度の資金不足額△4,446 千円（剰余）

と比較すると、剰余額としては皆減している。

また、資金不足額を事業の規模（営業収益相当収入額－受託工事収益相当収入額）1,598,423千円（前年度1,594,887千円）で除した資金不足比率は計算上0%であり、前年度（△0.2%）に比べ0.2ポイント上昇している。

イ 宅地造成事業特別会計

宅地造成事業特別会計の資金の不足額は△555,965千円（剰余）であり、前年度の資金の不足額△842,571千円（剰余）と比較すると、剰余額としては286,606千円減少（減少率34.0%）している。なお、平成27年度の宅地造成事業における資金不足額算定においては、未分譲宅地に係る土地収入見込額が計上されている。

また、資金不足額を事業の規模（資本＋負債）276,917千円（前年度172,343千円）で除した資金不足比率は計算上、△200.7%の資金剰余であり、前年度（△488.8%）に比べ288.1ポイント上昇している。

ウ 都市再開発事業特別会計

都市再開発事業特別会計の資金の不足額は△108,058千円（剰余）であり、前年度の資金の不足額△114,650千円（剰余）と比較すると、剰余額としては6,592千円減少（減少率5.7%）している。

また、資金の不足額を事業の規模（営業収益相当収入額－受託工事収益相当収入額）63,250千円（前年度9,894千円）で除した資金不足比率は計算上、△170.8%の資金剰余であり、前年度（△1,158.7%）より987.9ポイント上昇している。

3 結び

- (1) 平成 27 年度決算に係る健全化判断比率・資金不足比率において算定に用いられた各数値については、一般会計及び各特別会計の決算内容とも整合しているほか、算定基礎事項記載書についても適切に記載されており、比率は適正に算定されているものと認められる。
- (2) 各比率の状況であるが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額及び連結実質赤字額を生じていないことにより比率は算定されない。実質公債費比率については 5.5%（前年度 9.9%）で、財政健全化法に基づく指標の公表を開始した平成 19 年度決算以来、継続して比率は低下している。将来負担比率については 121.6%（前年度 119.7%）で、一般会計の市債の償還が進んでいるものの、平成 27 年度は公共用地取得費特別会計の市債残高が大きく増加したこと等により昨年度に引き続き上昇している。また、法非適用企業に係る特別会計（下水道事業特別会計・宅地造成事業特別会計・都市再開発事業特別会計）の資金不足比率についても、資金の不足額を生じていないことにより比率は算定されない。
- (3) 健全化判断比率・資金不足比率とも早期健全化基準又は経営健全化基準を大きく下回っており、今後もこれらの基準以上となる可能性は極めて低いと考えられる。しかしながら、前年度に総務省が取りまとめた平成 26 年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率の算定結果によれば、全国市区町村全体において、健全化判断比率が早期健全化基準以上となった団体は、実質赤字比率及び連結実質赤字比率では該当がなく、実質公債費比率で 1 団体、将来負担比率で 1 団体が該当したに過ぎない。また、資金不足比率が経営健全化基準以上となった公営企業会計は全国市区町村で 13 会計にとどまる。したがって、本市の比率がこれらの基準以下であることはむしろ当然のことであり、今後は本市として適正な水準がどうあるべきかを考えていく必要がある。また、早期健全化基準等からははるかに下回ってはいるものの、平成 26 年度決算における実質公債費比率の全国市区町村平均は 8.0%（芦屋市 9.9%）、将来負担比率は 45.8%（芦屋市 119.7%）となっており、全国的に見れば未だ高い水準にあることには留意する必要がある。
- 今後とも比率の適正な算定と管理に努められたい。

以 上

資 料

1 健全化判断比率及び資金不足比率の対象となる会計

区 分		健全化判断比率					
一般会計等	一般会計						
	一般会計等に属する特別会計	公共用地取得費特別会計	実質赤字比率	連結実質赤字比率			
その他の特別会計	一般会計等以外の特別会計のうち、公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険事業特別会計			資金不足比率	実質公債費比率	
		介護保険事業特別会計					
		駐車場事業特別会計					
		後期高齢者医療事業特別会計					
	公営企業に係る特別会計	法非適用	宅地造成事業以外 下水道事業特別会計	将来負担比率			
			宅地造成事業 都市再開発事業特別会計				
		法適用	宅地造成事業以外 病院事業会計				
			宅地造成事業以外 水道事業会計				
	一部事務組合 広域連合	阪神水道企業団					
		丹波少年自然の家事務組合					
兵庫県後期高齢者医療広域連合							
損失補償している団体	阪神福祉事業団						
	兵庫県信用保証協会						

備考：「法適用」とは、地方公営企業法の規定の全部又は一部を適用する企業に係る特別会計であり、「法非適用」とは、地方公営企業法の規定を適用しない企業に係る特別会計である。なお、資金不足比率は、各会計ごとに算定する。

2 実質赤字比率

(1) 概要

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模）に対する比率であり、地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の健全度を示すものである。

本市の一般会計等は、一般会計及び公共用地取得費特別会計の2会計である。

[算定式]

$$\text{実質赤字比率（\%）} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

実質赤字額が生じない場合は、実質赤字比率は「―」（なし）

備考

- 1 一般会計等 = 一般会計及び特別会計のうち次の①～③以外のもの（本市は公共用地取得費特別会計が該当）
 - ① 地方公営企業法第2条の適用企業に係る特別会計（本市は病院事業会計・水道事業会計が該当）
 - ② 地方財政法第6条の公営企業に係る特別会計のうち、①以外のもの（本市は下水道事業、宅地造成事業、都市再開発事業の各特別会計が該当）
 - ③ 上記①及び②に掲げるもののほか、国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業、駐車場事業の各特別会計

$$2 \text{ 実質赤字額} = \text{繰上充用額 ①} + (\text{支払繰延額 ②} + \text{事業繰越額 ③})$$

$$\begin{aligned} \text{① 繰上充用額} &= \text{歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額} \\ &= \text{形式赤字} + \left[\begin{array}{l} \text{継続費の通次繰越額} + \text{繰越明許費繰越額} \\ + \text{事故繰越額} - \text{未収入特定財源} \end{array} \right] \end{aligned}$$

$$\text{② 支払繰延額} = \text{実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額}$$

$$\text{③ 事業繰越額} = \text{実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額}$$

$$3 \text{ 標準財政規模} = \text{標準税収入額等} + \text{普通交付税額} + \text{臨時財政対策債 ①} \\ \text{発行可能額}$$

$$\begin{aligned} \text{① 臨時財政対策債発行可能額} &= \\ & \text{一般財源の不足に充てる地方債。基準財政需要額より算定され、発行} \\ & \text{の有無に関わらず発行可能額の100\%が後年度に交付税措置される。} \end{aligned}$$

(2) 算定基礎事項及び実質赤字比率

(単位：千円，％，ポイント)

区 分		25年度	26年度 a	27年度 b	増減 b-a	増減率
A 一般会計等実質収支額 (1)+(2)		522,306	484,393	1,191,654	707,261	146.01
一 般 会 計	(1) 実質収支額 ①-②	516,177	471,316	1,167,445	696,129	147.70 —
	① 歳入歳出差引額 アーイ (形式収支額)	906,700	1,152,631	2,421,464	1,268,833	110.08
	ア 歳入総額	46,477,723	44,332,328	45,488,982	1,156,654	2.61
	イ 歳出総額	45,571,023	43,179,697	43,067,518	△ 112,179	△ 0.26
	② 翌年度へ繰り ア～オ計-カ 越すべき財源	390,523	681,315	1,254,019	572,704	84.06
	ア 継続費 通次繰越額	946,809	1,014,455	309,710	△ 704,745	△ 69.47
	イ 繰越明許費 繰越額	1,638,174	980,868	1,424,208	443,340	45.20
	ウ 事故繰越額	0	197,200	43,092	△ 154,108	△ 78.15
	エ 事業繰越額	9,644	8,509	6,226	△ 2,283	△ 26.83
	オ 支払繰延額	0	0	0	0	—
	カ ア～オに係る未収入特定財源	2,204,104	1,519,717	529,217	△ 990,500	△ 65.18
公 共 用 地 取 得 費 特 別 会 計	(2) 実質収支額 ①-②	6,129	13,077	24,209	11,132	85.13
	① 歳入歳出差引額 アーイ (形式収支額)	6,129	13,077	25,279	12,202	93.31
	ア 歳入総額	6,412,520	1,254,675	6,904,001	5,649,326	450.26
	イ 歳出総額	6,406,391	1,241,598	6,878,722	5,637,124	454.02
	② 翌年度へ繰り ア～オ計-カ 越すべき財源	0	0	1,070	1,070	皆増
	ア 継続費 通次繰越額	0	0	0	0	—
	イ 繰越明許費 繰越額	0	0	1,070	1,070	皆増
	ウ 事故繰越額	0	0	0	0	—
	エ 事業繰越額	0	0	0	0	—
	オ 支払繰延額	0	0	0	0	—
	カ ア～オに係る未収入特定財源	0	0	0	0	—
B 標準財政規模 (1)～(3)計		23,380,173	23,686,932	23,614,572	△ 72,360	△ 0.31
(1) 標準税収入額等		20,307,181	21,437,932	21,870,190	432,258	2.02
(2) 普通交付税額		1,406,111	948,203	779,527	△ 168,676	△ 17.79
(3) 臨時財政対策債発行可能額		1,666,881	1,300,797	964,855	△ 335,942	△ 25.83
実質赤字比率の計算 【計算式】A÷B×100(%) (実質収支が黒字の場合は△で表示)		△ 2.23	△ 2.04	△ 5.04	△ 3.00 ポイント	
実質赤字比率 実質赤字額が生じない場合は、 実質赤字比率は「—」(なし)		—	—	—	—	

3 連結実質赤字比率

(1) 概要

連結実質赤字比率は、全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率であり、全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての財政運営の健全度を示すものである

本市の全会計は、一般会計及び特別会計（法適用企業に係る特別会計を含む。）である。

[算定式]

$$\text{連結実質赤字比率 (\%)} = \frac{\text{全会計の連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

連結実質赤字額が生じない場合は、連結実質赤字比率は「―」（なし）

備考

1 連結実質赤字額 = 次の①及び②の合計額が③及び④の合計額を超える場合の当該超える額

① 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

② 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

③ 一般会計及び公営企業会計以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

④ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

2 標準財政規模 「2 実質赤字比率 (1) 概要 備考3」のとおり

(2) 算定基礎事項及び連結実質赤字比率

(単位：千円，％，ポイント)

区 分		25年度	26年度 a	27年度 b	増減 b-a	増減率
A	一般会計等及び公営企業以外の特別会計の実質収支額及び公営企業の特別会計の資金不足・剰余額の合計 1～4計	2,893,667	3,563,581	3,444,969	△ 118,612	△ 3.33
1	一般会計等実質収支額	522,306	484,393	1,191,654	707,261	146.01
2	一般会計等以外で公営企業の特別会計以外の特別会計の実質収支額の合計 (1)～(4)計	350,346	398,175	319,621	△ 78,554	△ 19.73
国民健康保険事業特別会計	(1) 実質収支額 ①-②	164,616	186,371	67,118	△ 119,253	△ 63.99
	① 歳入歳出差引額 (形式収支額) アーイ	164,616	186,371	67,118	△ 119,253	△ 63.99
	ア 歳入総額	9,525,667	9,620,436	11,369,542	1,749,106	18.18
	イ 歳出総額	9,361,051	9,434,065	11,302,424	1,868,359	19.80
	② 翌年度へ繰り越すべき財源	0	0	0	0	—
介護保険事業特別会計	(2) 実質収支額 ①-②	121,894	133,944	169,691	35,747	26.69
	① 歳入歳出差引額 (形式収支額) アーイ	121,894	133,944	169,691	35,747	26.69
	ア 歳入総額	7,163,056	7,599,970	7,820,878	220,908	2.91
	イ 歳出総額	7,041,162	7,466,026	7,651,187	185,161	2.48
	② 翌年度へ繰り越すべき財源	0	0	0	0	—
駐車場事業特別会計	(3) 実質収支額 ①-②	542	598	552	△ 46	△ 7.69
	① 歳入歳出差引額 (形式収支額) アーイ	542	598	552	△ 46	△ 7.69
	ア 歳入総額	335,701	306,227	199,836	△ 106,391	△ 34.74
	イ 歳出総額	335,159	305,629	199,284	△ 106,345	△ 34.80
	② 翌年度へ繰り越すべき財源	0	0	0	0	—
後期高齢者医療事業特別会計	(4) 実質収支額 ①-②	63,294	77,262	82,260	4,998	6.47
	① 歳入歳出差引額 (形式収支額) アーイ	63,294	77,262	82,260	4,998	6.47
	ア 歳入総額	1,686,210	1,817,209	1,869,448	52,239	2.87
	イ 歳出総額	1,622,916	1,739,947	1,787,188	47,241	2.72
	② 翌年度へ繰り越すべき財源	0	0	0	0	—
3	公営企業の特別会計で法非適用の特別会計の資金不足・剰余額の合計 (*) (1)～(3)計	1,030,595	961,667	664,023	△ 297,644	△ 30.95
下水道事業特別会計	(1) 資金不足・剰余額 ①-②+③-④	10,540	4,446	0	△ 4,446	皆減
	① 歳入歳出差引額 (形式収支額) アーイ	10,540	10,940	2,607	△ 8,333	△ 76.17
	ア 歳入総額	2,460,553	2,452,211	2,679,317	227,106	9.26
	イ 歳出総額	2,450,013	2,441,271	2,676,710	235,439	9.64
	② 翌年度へ繰り越すべき財源	0	6,494	0	△ 6,494	皆減
	③ 建設改良費等以外の経費の財源充当地方債現在高			26,000	26,000	皆増
④ 解消可能資金不足額			26,000	26,000	皆増	

(単位：千円，％，ポイント)

区 分		25年度	26年度 a	27年度 b	増減 b-a	増減率
宅 地 造 成 事 業 特 別 会 計	(2) 資金不足・剰余額 ①-②+③-④+⑤	990,686	842,571	555,965	△ 286,606	△ 34.02
	① 歳入歳出差引額 アーイ (形式収支額)	0	0	0	0	—
	ア 歳入総額	64,749	200,138	301,574	101,436	50.68
	イ 歳出総額	64,749	200,138	301,574	101,436	50.68
	② 翌年度へ繰り越すべき財源	0	0	0	0	—
	③ 建設改良費等以外の経費の 財源充当地方債現在高				0	—
	④ 解消可能資金不足額				0	—
⑤ 土地収入見込額 (宅地造成事業)	990,686	842,571	555,965	△ 286,606	△ 34.02	
都 市 再 開 発 事 業 特 別 会 計	(3) 資金不足額・剰余額 ①-②+③-④+⑤	29,369	114,650	108,058	△ 6,592	△ 5.75
	① 歳入歳出差引額 アーイ (形式収支額)	29,369	23,930	69,578	45,648	190.76
	ア 歳入総額	55,011	39,264	87,180	47,916	122.04
	イ 歳出総額	25,642	15,334	17,602	2,268	14.79
	② 翌年度へ繰り越すべき財源	0	0	0	0	—
	③ 建設改良費等以外の経費の 財源充当地方債現在高	0	0	0	0	—
	④ 解消可能資金不足額	0	0	0	0	—
⑤ 土地収入見込額 (宅地造成事業)	0	90,720	38,480	△ 52,240	△ 57.58	
4 公営企業の特別会計で法 適用の特別会計の資金不 足・剰余額の合計 (*) (1)~(2)計	990,420	1,719,346	1,269,671	△ 449,675	△ 26.15	
病 院 事 業 会 計	(1) 資金不足・剰余額 (③+c) - (①+②-a-b)	286,978	99,029	238,898	139,869	141.24
	① 流動負債	398,429	1,139,689	1,196,260	56,571	4.96
	a 控除企業債等	0	495,271	370,602		
	b 控除引当金等	0	0	144,314		
	② 建設改良費等以外の経費の財源 充当地方債現在高	215	0	0		
	③ 流動資産	685,622	743,447	903,439	159,992	21.52
	c 貸倒引当金	0	0	16,803	16,803	皆増
④ 解消可能資金不足額	0	0	0	0	—	
水 道 事 業 会 計	(2) 資金不足・剰余額 (③+c) - (①+②-a-b)	703,442	1,620,317	1,030,773	△ 589,544	△ 36.38
	① 流動負債	459,085	777,266	740,217	△ 37,049	△ 4.77
	a 控除企業債等	0	224,835	160,972	△ 63,863	△ 28.40
	b 控除引当金等	0	424,238	29,565	△ 394,673	△ 93.03
	② 建設改良費等以外の経費の財源 充当地方債現在高	0	0	0	0	—
	③ 流動資産	1,162,527	1,386,425	1,555,179	168,754	12.17
	c 貸倒引当金	0	362,085	25,274	△ 336,811	△ 93.02
④ 解消可能資金不足額	0	0	0	0	—	
B 標準財政規模	23,380,173	23,686,932	23,614,572	△ 72,360	△ 0.31	
連結実質赤字比率の計算 【計算式】 A ÷ B × 100 (%) (連結実質収支が黒字の場合は△で表示)	△ 12.37	△ 15.04	△ 14.58	0.46 ポイント		
連結実質赤字比率 連結実質赤字額が生じない場合は、 連結実質赤字比率は「—」(なし)	—	—	—	—		

(*) 解消可能資金不足額が算入されている場合においては、計算上、資金剰余額が算定されても「0」とする。

4 実質公債費比率

(1) 概要

実質公債費比率は、一般会計等の実質的な公債費負担額の標準財政規模を基本とした額に対する比率であり、借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化して、財政運営の健全度を示すものである。比率は、過去3か年の平均値を用いる。

本指標は、平成18年度に地方債許可制度から協議・許可制度に移行されたことに伴い導入されたものであり、この比率が18%以上25%未満の団体は公債費負担適正化計画の策定を前提に地方債許可団体となり、25%以上35%未満の団体は一般単独事業債等を起こすことができなくなり、35%以上の団体は一般公共事業（災害関連事業を除く。）、教育・福祉施設等整備事業等に係る地方債を起こすことができなくなる。

[算定式]

$$\text{実質公債費比率 (\%)} = \frac{\left(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金} \right) - \left[\text{特定財源} + \frac{\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金}}{\text{係る基準財政需要額算入額}} \right]}{\text{標準財政規模} - \frac{\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金}}{\text{係る基準財政需要額算入額}}}$$

(3か年平均)

備考

1 準元利償還金 = ①～⑤の合計額

- ① 満期一括償還地方債について、償還期間30年とする元金均等年賦償還をした場合における1年当たりの元金償還金相当額
- ② 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還に充てたと認められるもの
- ③ 組合等への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ④ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ⑤ 一時借入金の利子

2 特定財源 = ①～④の合計額

- ① 国・県等からの利子補給
- ② 貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金（災害援護資金貸付金償還金等）
- ③ 公営住宅使用料
- ④ 都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税

3 標準財政規模 「2 実質赤字比率 (1) 概要 備考3」のとおり

(2) 算定基礎事項及び実質公債費比率

(単位：千円，％，ポイント)

区 分	25年度	26年度 a	27年度 b	増減 b-a	増減率
A 地方債の元利償還金 ①-②	7,575,845	5,649,885	5,345,621	△ 304,264	△ 5.4
① 地方債元利償還金 ア+イ	9,576,350	9,664,921	6,197,019	△ 3,467,902	△ 35.9
ア 地方債元利償還金 (一般会計)	8,873,826	9,318,124	5,142,541	△ 4,175,583	△ 44.8
イ 地方債元利償還金 (公共用地取得費特別会計)	702,524	346,797	1,054,478	707,681	204.1
② ①から控除する繰上 償還額，借換債等 ア~エ計	2,000,505	4,015,036	851,398	△ 3,163,638	△ 78.8
ア 繰上償還額 (一般会計)	2,000,505	4,015,036	851,398	△ 3,163,638	△ 78.8
イ 繰上償還額 (公共用地取得費特別会計)	0	0	0	0	—
ウ 借換債を財源として償還した額	0	0	0	0	—
エ 満期一括償還地方債の元金に 係る分	0	0	0	0	—
B 準元利償還金 ①~⑤計	1,115,456	1,223,714	1,164,135	△ 59,579	△ 4.9
① 満期一括償還地方債を償還期間30年 とする元金均等年賦償還とした場合 の1年当たりの元金償還金相当額	0	0	0	0	—
② 一般会計等から一般会計等以外の 特別会計への繰出金のうち，公営 企業債の償還の財源に充てたと 認められるもの ア~ケ計	1,000,953	1,013,801	942,604	△ 71,197	△ 7.0
ア 水道事業	3,836	2,360	10,337	7,977	338.0
イ 病院事業	209,541	231,871	244,621	12,750	5.5
ウ 下水道事業	537,249	562,127	569,310	7,183	1.3
エ 駐車場整備事業	250,327	217,443	118,336	△ 99,107	△ 45.6
オ 宅地造成事業	0	0	0	0	—
カ 都市再開発事業	0	0	0	0	—
キ 国民健康保険事業	0	0	0	0	—
ク 介護保険事業（事業勘定）	0	0	0	0	—
ケ 後期高齢者医療事業	0	0	0	0	—
③ 組合等への負担金・補助金のうち， 組合等が起こした地方債の償還に 充てたと認められるもの ア+イ	113,325	110,658	122,197	11,539	10.4
ア 阪神水道企業団	111,700	109,047	120,599	11,552	10.6
イ 丹波少年自然の家	1,625	1,611	1,598	△ 13	△ 0.8
④ 債務負担行為に基づく支出のうち 公債費に準ずるもの	1,178	99,255	99,334	79	0.1
⑤ 一時借入金の利子	0	0	0	0	—

(単位：千円, %, ポイント)

区 分	25年度	26年度 a	27年度 b	増減 b-a	増減率
C 特定財源 ①～⑤計	1,907,711	1,889,260	1,763,574	△ 125,686	△ 6.7
① 国・県等からの利子補給	0	0	0	0	—
② 貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金 (災害援護資金貸付金に係るもの)	34,062	20,050	17,459	△ 2,591	△ 12.9
③ 公営住宅使用料	307,637	270,312	270,028	△ 284	△ 0.1
④ 都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税	1,566,012	1,598,898	1,476,087	△ 122,811	△ 7.7
⑤ その他	0	0	0	0	—
D 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 ①～⑥計	4,539,517	4,526,602	4,315,528	△ 211,074	△ 4.7
① 災害復旧費等に係る基準財政需要額	2,594,571	2,668,163	2,513,477	△ 154,686	△ 5.8
② 事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	1,248,932	1,220,047	1,179,555	△ 40,492	△ 3.3
③ 事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費 (準元利償還金に係るものに限る)	89,123	92,706	98,845	6,139	6.6
④ 災害復旧費等に係る基準財政需要額 (準元利償還金に係るものに限る)	334,752	326,119	298,916	△ 27,203	△ 8.3
⑤ 密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金	112,602	113,817	109,207	△ 4,610	△ 4.1
⑥ 密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金 (地方債の元利償還額を基礎として算入されたもの)	159,537	105,750	115,528	9,778	9.2
E 標準財政規模	23,380,173	23,686,932	23,614,572	△ 72,360	△ 0.3
当年度の実質公債費比率の計算 【計算式】 (A+B-C-D)÷(E-D)×100(%)	11.91080	2.38898	2.23148	△ 0.15750 ポイント	
実質公債費比率(過去3か年の平均)	13.0	9.9	5.5	△ 4.4 ポイント	

5 将来負担比率

(1) 概要

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率であり、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率がフロー指標（一定期間の数値に係る分析比率）であるのに対して、本指標は将来の実質的な負担の量を測定するストック指標（一定期間の数値の総計に係る分析比率）である。

<p>[算定式]</p> $\text{将来負担比率} (\%) = \frac{\text{将来負担額} - \left[\begin{array}{l} \text{充当可能基金} + \text{充当可能特定歳入} \\ + \text{地方債現在高等に係る} \\ \text{基準財政需要額算入見込額} \end{array} \right]}{\text{標準財政規模} - \left[\begin{array}{l} \text{元利償還金・準元利償還金に} \\ \text{係る基準財政需要額算入額} \end{array} \right]}$
--

備考

1 将来負担額 = ① ～ ⑧ の合計額

- ① 当該年度の前年度末における一般会計等に係る地方債の現在高
（満期一括償還地方債の現在高を含めた実額ベースの現在高）
- ② 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費の支出に係るもの）で、一般会計等の負担見込額
- ③ 一般会計等以外の特別会計の地方債の元金償還金に充てる一般会計等からの繰入見込額等（負担等見込額）
- ④ 本市が加入する組合等が起こした地方債の元金償還金に充てる本市の一般会計等の負担等見込額
- ⑤ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
- ⑥ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ⑦ 連結実質赤字額
- ⑧ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

2 充当可能基金 = 上記1の①～⑥までの償還額等に充てることのできる
地方自治法第241条の基金

3 充当可能特定歳入 = 特定財源（「4実質公債費比率（1）概要 備考2」）及び
地方債償還額に充てる国庫支出金・県支出金等の見込額

4 標準財政規模 「2 実質赤字比率（1）概要 備考3」のとおり

(2) 算定基礎事項及び将来負担比率

(単位：千円, %, ポイント)

区 分	25年度	26年度 a	27年度 b	増減 b-a	増減率
A 将来負担額 ①～⑧計	86,147,865	79,493,646	80,659,191	1,165,545	1.5
① 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高 ア+イ	60,278,640	54,286,591	58,203,582	3,916,991	7.2
ア 一般会計	54,218,640	48,445,691	47,515,182	△ 930,509	△ 1.9
イ 公共用地取得費特別会計	6,060,000	5,840,900	10,688,400	4,847,500	83.0
② 債務負担行為に基づく支出予定額 ア～ウ計	8,025,764	8,281,020	7,660,685	△ 620,335	△ 7.5
ア 大気汚染対策緑地建設事業	4,126,291	3,991,871	3,469,986	△ 521,885	△ 13.1
イ 特定買取賃貸住宅供給事業	1,391,756	1,781,432	1,682,982	△ 98,450	△ 5.5
ウ 山手幹線芦屋川横断部工事	2,507,717	2,507,717	2,507,717	0	0.0
③ 他会計地方債元金償還金に充てる一般会計等負担見込額 ア～エ計	11,652,438	10,566,836	9,384,290	△ 1,182,546	△ 11.2
ア 下水道事業特別会計	7,043,006	6,509,836	5,551,024	△ 958,812	△ 14.7
イ 駐車場事業特別会計	470,899	258,322	126,426	△ 131,896	△ 51.1
ウ 水道事業会計	75,499	43,290	78,989	35,699	82.5
エ 病院事業会計	4,063,034	3,755,388	3,627,851	△ 127,537	△ 3.4
④ 加入組合等の地方債元金償還金に充てる負担等見込額 ア+イ	317,754	284,866	168,310	△ 116,556	△ 40.9
ア 阪神水道企業団	305,463	274,079	159,027	△ 115,052	△ 42.0
イ 丹波少年自然の家事務組合	12,291	10,787	9,283	△ 1,504	△ 13.9
⑤ 退職手当支給予定額 (全職員期末要支給額一般会計等分) ア+イ	5,853,590	6,057,262	5,227,626	△ 829,636	△ 13.7
ア 一般職	5,827,164	6,030,836	5,201,200	△ 829,636	△ 13.8
イ 特別職	26,426	26,426	26,426	0	0.0
⑥ 設立法人の負債額・債務負担額の一般会計等負担見込額 ア+イ	19,679	17,071	14,698	△ 2,373	△ 13.9
ア 阪神福祉事業団	16,611	14,670	12,729	△ 1,941	△ 13.2
イ 兵庫県信用保証協会	3,068	2,401	1,969	△ 432	△ 18.0
⑦ 一般会計等の連結実質赤字額	0	0	0	0	—
⑧ 組合等連結実質赤字額相当額の一般会計等負担見込額	0	0	0	0	—
B 充当可能基金 ①～⑰計	14,831,479	11,894,597	14,612,202	2,717,605	22.8
① 財政基金	7,047,866	5,386,288	8,225,489	2,839,201	52.7
② 減債基金	1,988,121	993,136	997,855	4,719	0.5
③ 退職手当基金	193,920	193,968	194,111	143	0.1
④ 公共施設等整備基金	3,776,795	3,337,566	3,185,631	△ 151,935	△ 4.6
⑤ 社会福祉「友愛」基金	165,196	152,584	155,368	2,784	1.8
⑥ 市民文化振興基金	82,328	84,366	85,216	850	1.0
⑦ 緑化基金	81,362	91,312	99,806	8,494	9.3
⑧ ボランティア基金	117,633	115,663	114,639	△ 1,024	△ 0.9
⑨ スポーツ振興基金	95,702	107,902	118,592	10,690	9.9
⑩ 長寿社会福祉基金	269,885	270,836	272,669	1,833	0.7
⑪ 環境保全基金	100,240	100,361	101,361	1,000	1.0
⑫ 1.17あしやフェニックス基金	14,637	13,881	14,113	232	1.7
⑬ 西田房子福祉基金	238,412	238,412	238,412	0	0.0
⑭ 美術品等取得基金	1,273	1,273	1,273	0	0.0
⑮ 土地開発基金	330,000	330,000	210,000	△ 120,000	△ 36.4
⑯ 国民健康保険事業特別会計基金	26,032	48,161	48,194	33	0.1
⑰ 介護給付費準備基金	302,077	428,888	549,473	120,585	28.1

(単位：千円，%，ポイント)

区 分	25年度	26年度 a	27年度 b	増減 b-a	増減率
C 充当可能特定歳入 ①～③計	12,749,283	10,276,351	10,899,859	623,508	6.1
① 災害援護資金貸付金（転貸債）に係る償還見込額	264,735	237,369	186,752	△ 50,617	△ 21.3
② 市営住宅使用料	2,697,720	1,890,407	1,921,086	30,679	1.6
③ 都市計画税	9,786,828	8,148,575	8,792,021	643,446	7.9
D 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 ①～⑱計	36,441,430	34,377,807	31,671,321	△ 2,706,486	△ 7.9
① 消防費	0	0	0	0	—
② 道路橋りょう費	1,935,795	1,544,822	1,192,406	△ 352,416	△ 22.8
③ 港湾費（港湾及び漁港）	0	0	0	0	—
④ 都市計画費	2,366,023	1,906,740	1,554,282	△ 352,458	△ 18.5
⑤ 公園費	132,062	113,039	94,596	△ 18,443	△ 16.3
⑥ 下水道費	1,568,285	1,670,148	1,724,497	54,349	3.3
⑦ その他の土木費	525,162	278,672	39,496	△ 239,176	△ 85.8
⑧ 小学校費	825,212	779,956	723,264	△ 56,692	△ 7.3
⑨ 中学校費	40,574	38,561	35,504	△ 3,057	△ 7.9
⑩ 高等学校費	0	0	0	0	—
⑪ その他の教育費	0	0	0	0	—
⑫ 社会福祉費	14,007	12,264	10,500	△ 1,764	△ 14.4
⑬ 保健衛生費	2,729,057	2,600,860	2,405,466	△ 195,394	△ 7.5
⑭ 高齢者保健福祉費	0	0	0	0	—
⑮ 清掃費	297,272	347,717	338,715	△ 9,002	△ 2.6
⑯ 農業行政費	0	0	0	0	—
⑰ 林野水産行政費	0	0	0	0	—
⑱ 地域振興費	129,138	195,997	245,744	49,747	25.4
⑲ 公債費 ア～シ計	25,878,843	24,889,031	23,306,851	△ 1,582,180	△ 6.4
ア 災害復旧債	231	0	0	0	—
イ 補正予算償還費（平成10年度以前許可債に係るもの）	2,511,528	1,831,945	1,150,841	△ 681,104	△ 37.2
ウ 補正予算償還費（平成11年度以降同意債に係るもの）	648,730	733,284	672,885	△ 60,399	△ 8.2
エ 地方税減収補てん償還費	16,033	11,663	5,988	△ 5,675	△ 48.7
オ 臨時財政特別対策償還費	20,677	0	0	0	—
カ 財源対策償還費	2,598,940	2,185,831	1,754,480	△ 431,351	△ 19.7
キ 減税補てん償還費	2,246,524	1,810,761	1,593,660	△ 217,101	△ 12.0
ク 臨時税収補てん償還費	113,312	88,477	63,253	△ 25,224	△ 28.5
ケ 臨時財政対策償還費	13,187,667	13,846,174	14,067,270	221,096	1.6
コ 東日本大震災全国緊急防災施策償還費	71,730	329,470	349,982	20,512	6.2
サ 地域改善対策特定事業債等償還費	152,773	109,786	61,196	△ 48,590	△ 44.3
シ 公害防止事業償還費	4,310,698	3,941,640	3,587,296	△ 354,344	△ 9.0
E 標準財政規模	23,380,173	23,686,932	23,614,572	△ 72,360	△ 0.3
F 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	4,539,517	4,526,602	4,315,528	△ 211,074	△ 4.7
将来負担比率 【計算式】 (A - B - C - D) ÷ (E - F) × 100(%)	117.4	119.7	121.6	1.9 ポイント	

6 資金不足比率（下水道事業特別会計・宅地造成事業特別会計・都市再開発事業特別会計）

(1) 概要

資金不足比率は、公営企業会計ごとに算定した資金の不足額のそれぞれの事業規模に対する比率であり、資金の不足額を事業の規模と比較して指標化し、経営状況の健全度を示すものである。

本市の公営企業に係る特別会計のうち、法非適用企業に係る特別会計は、下水道事業特別会計、宅地造成事業特別会計及び都市再開発事業特別会計の3会計である。

[算定式]

$$\text{資金不足比率（\%）} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金の不足額が生じない場合は、資金不足比率は「—」（なし）

備考

1 資金の不足額

資金の不足額 = [歳出額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 歳入額] - 解消可能資金不足額（- 土地収入見込額）
但し、解消可能資金不足額がある場合に、上記計算結果が0より小さくなる場合は0とする。

2 解消可能資金不足額

事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から一定額を控除する。
なお、宅地造成事業を行う公営企業については、資金の剰余額の算定上、土地の造成等に要する経費の財源に充てるために起こした地方債の残高（及び他会計借入金の現在高）を控除する。

3 事業の規模

事業の規模 = 営業収益に相当する収入額 - 受託工事収益に相当する収入額

なお、宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」（調達した資金規模）を示す資本及び負債の合計額とする。

(2) 算定基礎事項及び資金不足比率（法非適用企業）

（単位：千円，％，ポイント）

区 分		25年度	26年度 a	27年度 b	増減 b-a	増減率
下水道事業特別会計	A 資金不足・剰余額（△は資金の剰余額） ①イ+③-（①ア-②）-④（*）	△ 10,540	△ 4,446	0	△ 4,446	皆減
	① 歳入歳出差引額 アーイ （形式収支額）	10,540	10,940	2,607	△ 8,333	△ 76.2
	ア 歳入総額	2,460,553	2,452,211	2,679,317	227,106	9.3
	イ 歳出総額	2,450,013	2,441,271	2,676,710	235,439	9.6
	② 翌年度へ繰り ア～オ計-カ 越すべき財源	0	6,494	0	△ 6,494	皆減
	ア 継続費 通次繰越額	0	0	0	0	—
	イ 繰越明許費 繰越額	0	63,440	0	△ 63,440	皆減
	ウ 事故繰越額	0	0	0	0	—
	エ 事業繰越額	0	0	0	0	—
	オ 支払繰延額	0	0	0	0	—
	カ ア～オに係る未収入特定財源	0	56,946	0	△ 56,946	皆減
	③ 建設改良費等以外の経費の 財源充当地方債現在高	0	0	26,000	26,000	皆増
	④ 解消可能資金不足額	0	0	26,000	26,000	皆増
	B 事業の規模 （営業収益相当収入額- 受託工事収益相当収入額）	1,581,010	1,594,887	1,598,423	3,536	0.2
資金不足（剰余）比率の計算 【計算式】A÷B×100（%） （資金剰余の場合は△で表示）	△ 0.6	△ 0.2	0.0	0.2 ポイント		
資金不足比率 資金の不足額が生じない場合は 資金不足比率は「—」（なし）	—	—	—	—		
宅地造成事業特別会計	A 資金不足・剰余額（△は資金の剰余額） ①イ+③-（①ア-②）-⑤-④（*）	△ 990,686	△ 842,571	△ 555,965	△ 286,606	△ 34.0
	① 歳入歳出差引額 アーイ （形式収支額）	0	0	0	0	—
	ア 歳入総額	64,749	200,138	301,574	101,436	50.7
	イ 歳出総額	64,749	200,138	301,574	101,436	50.7
	② 翌年度へ繰り ア～オ計-カ 越すべき財源	0	0	0	0	—
	ア 継続費 通次繰越額	0	0	0	0	—
	イ 繰越明許費 繰越額	0	0	0	0	—
	ウ 事故繰越額	0	0	0	0	—
	エ 事業繰越額	0	0	0	0	—
	オ 支払繰延額	0	0	0	0	—
	カ ア～オに係る未収入特定財源	0	0	0	0	—
	③ 建設改良費等以外の経費の 財源充当地方債現在高	0	0	0	0	—
	④ 解消可能資金不足額	0	0	0	0	—
	⑤ 土地収入見込額（宅地造成事業）	990,686	842,571	555,965	△ 286,606	△ 34.0
B 事業の規模（資本+負債）	45,769	172,343	276,917	104,574	60.7	
資金不足（剰余）比率の計算 【計算式】A÷B×100（%） （資金剰余の場合は△で表示）	△ 2,164.5	△ 488.8	△ 200.7	288.1 ポイント		
資金不足比率 資金の不足額が生じない場合は 資金不足比率は「—」（なし）	—	—	—	—		

(単位：千円, %, ポイント)

区 分		25年度	26年度 a	27年度 b	増減 b-a	増減率
都市再開発事業特別会計	A 資金不足・剰余額 (△は資金の剰余額) ①イ+③- (①ア-②) -⑤-④ (*)	△ 29,369	△ 114,650	△ 108,058	△ 6,592	△ 5.7
	① 歳入歳出差引額 アーイ (形式収支額)	29,369	23,930	69,578	45,648	190.8
	ア 歳入総額	55,011	39,264	87,180	47,916	122.0
	イ 歳出総額	25,642	15,334	17,602	2,268	14.8
	② 翌年度へ繰り 越すべき財源 ア～オ計-カ	0	0	0	0	—
	ア 継続費 遞次繰越額	0	0	0	0	—
	イ 繰越明許費 繰越額	0	0	0	0	—
	ウ 事故繰越額	0	0	0	0	—
	エ 事業繰越額	0	0	0	0	—
	オ 支払繰延額	0	0	0	0	—
	カ ア～オに係る未収入特定財源	0	0	0	0	—
	③ 建設改良費等以外の経費の 財源充当地方債現在高	0	0	0	0	—
	④ 解消可能資金不足額	0	0	0	0	—
	⑤ 土地収入見込額 (宅地造成事業)	0	90,720	38,480	△ 52,240	△ 57.6
	B 事業の規模 (営業収益相当収入額- 受託工事収益相当収入額)	9,669	9,894	63,250	53,356	539.3
資金不足 (剰余) 比率の計算 【計算式】 $A \div B \times 100$ (%) (資金剰余の場合は△で表示)	△ 303.7	△ 1,158.7	△ 170.8	987.9 ポイント		
資金不足 (剰余) 比率の計算 資金の不足額が生じない場合は 資金不足比率は「—」(なし)	—	—	—	—		

(*) 解消可能資金不足額が算入されている場合においては、計算上、資金剰余額が算定されても「0」とする。